

長野県指定確認検査機関の処分等の公表要領

長野県建設部建築住宅課

1 趣 旨

本公表要領は、長野県知事が指定する指定確認検査機関（以下「機関」という。）に対する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）による処分等に関する情報を広く公開することにより、消費者が機関を適切に選択できるように、さらには機関の公正かつ適確な業務の実施に資するように、公表の方法を定めるものである。

2 公表の対象となる処分等

次の処分等を行った場合は、公表するものとする。

- (1) 法第 77 条の 35 第 1 項及び第 2 項の規定による指定の取消し
- (2) 法第 77 条の 35 第 2 項の規定による業務停止
- (3) 法第 77 条の 30 第 1 項の規定による監督命令

3 公表時期及び公表方法

- (1) 法第 77 条の 30 第 2 項及び第 77 条の 35 第 3 項の規定による公示は、長野県報にて行うこととし、原則処分等を行った日から直近に発行する県報に登載する。
- (2) 前項に定める公示とは別に、各機関の処分等については、報道発表（投込み及び長野県公式ホームページへの掲載）を、原則処分等を行った日に行う。

4 公表する内容

公表する内容は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第 29 条の 3 及び第 30 条の 2 に定める事項とする。

5 公表する期間

長野県公式ホームページへの掲載期間は、処分等の日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 5 年とする。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 9 日から施行する。